

阿賀野市家庭系ごみ
有料化実施計画（案）

令和8年 月

阿賀野市

目次

1. 家庭系ごみ有料化について	
(1) 家庭系ごみの有料化とは	1
(2) 家庭系ごみ有料化の目的	1
(3) 家庭系ごみ有料化の効果	1
2. 家庭系ごみ有料化の制度内容	
(1) 排出方法	2
(2) 有料化対象品目	2
(3) 指定ごみ袋の種類と価格	3
(4) 指定ごみ袋の形状等	3
(5) 指定ごみ袋の販売方法	4
(6) 手数料の減免	4
(7) 事業系ごみの取り扱いについて	6
(8) 家庭用可燃ごみ処理券の取り扱いについて（移行スケジュール）	6
(9) 手数料収入の使途	7
3. 家庭系ごみ有料化実施に伴うその他の施策	
(1) 市民への周知啓発	8
(2) 不法投棄、不適正排出等の対策	9
(3) 資源化施策の拡充等の検討	9
(4) 事業の検証及び本計画の見直し	10

資料編

1. 阿賀野市のごみ処理状況	
(1) 阿賀野市一般廃棄物処理基本計画	1
(2) ごみ処理の状況	3
(3) ごみ処理に要する費用	4
2. 阿賀野市のごみ処理の課題	
(1) 排出量の抑制	5
(2) 再資源・再利用の促進	6
(3) ごみ処理に要する費用	7
3. 家庭系ごみ有料化実施計画策定の必要性	
(1) 策定の必要性	8
(2) 国の動向	8
(3) 循環型社会への移行	9
(4) 家庭系ごみ有料化の目的と期待する効果	9
(5) アンケート結果	10
4. 家庭系ごみ有料化制度の実施状況（県内）	
(1) 有料化制度の方式状況	11
(2) 袋の容量、価格（1Lあたり）	12

1. 家庭系ごみ有料化について

(1) 家庭系ごみ有料化とは

家庭系ごみ有料化とは、家庭からごみを出す際に、阿賀野市（以下、「本市」という。）が指定する有料のごみ袋（以下、「指定ごみ袋」という。）を使用することにより、一般廃棄物処理手数料（以下、「手数料」という。）として、ごみ処理経費の一部を市民の皆様にご負担していただくものです。

(2) 家庭系ごみ有料化の目的

本市のごみ処理は、阿賀野市一般廃棄物処理基本計画に基づいて行うこととしています。この中で、「1人1日あたりのごみ総排出量」の削減や「資源化率の維持向上」などの目標を定め、ごみの減量と分別の推進に取り組んでいますが、本市の1人1日あたりのごみ総排出量は、新潟県内の他市と比較すると排出量が多い傾向にあります。

また、人口減少や財政状況の変化により、ごみ処理にかかる費用負担も増加しており、こうした状況を踏まえ、ごみの発生そのものを抑え、資源をより大切に作る循環型のまちづくりを進めていくことが求められます。

このような中、家庭系ごみ有料化は、ごみの減量化や資源化率の向上などを目的として、既に全国の多くの自治体で導入し実際にその効果が認められており、県内においても20市のうち17市で指定ごみ袋による有料化を導入しています。

本市としても、家庭系ごみ有料化は、ごみの一層の減量化、資源化に向けて取り組むべき重要な施策と捉えており、市民の分別に対する意識を高め、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することを目的として、家庭系ごみ有料化の導入に向けた取り組みを進めます。

(3) 家庭系ごみ有料化の効果

① 減量化・資源化の一層の推進

家庭系ごみは、正しく分別すれば資源化物となるごみが含まれています。家庭系ごみ有料化の導入により、ごみの分別意識が高まり、資源化物の一層の分別排出が進むといった効果が期待できます。

また、家庭からなるべくごみを出さないようにする発生抑制の意識が高まり、生ごみの水切りや生ごみ処理器の活用、調理くずが出ない工夫などが期待されます。

② 負担の公平性の確保

現在、ごみ処理に掛かる経費は一律税金で賄っており、減量・分別に取り組んでいる人と、取り組んでいない人との間に費用負担の公平性が保たれていません。

有料化を実施することで、ごみの排出量に応じた費用を負担してもらうことにより、ごみの排出量と負担額が連動し、負担の公平性の確保が図られることとなります。

③ 将来世代への負担軽減

家庭系ごみ有料化は、ごみの排出減量による環境負荷の低減や地球温暖化の防止にも繋がり、本市の豊かな自然環境を将来の世代につないでいくこととなります。

2. 家庭系ごみ有料化の制度内容

(1) 排出方法

現在、「燃やすごみ」をごみ収集場所（以下、「ごみステーション」という。）へ出す際、ごみシールを透明・半透明のビニール袋に貼付していますが、排出量に応じて必要な容量の指定ごみ袋を購入し、これを使用する方法に変わります。

現行	移行後
ごみシールをビニール袋に貼付	指定ごみ袋を使用

(2) 有料化対象品目

家庭系ごみ有料化の対象品目は、ごみステーションで収集する「燃やすごみ」とし、それ以外の粗大ごみや資源化物などは無料（従来どおり）とします。なお、ごみステーションへ燃やすごみとして出している、落ち葉や剪定枝木についても有料化の対象となります。

		現行	移行後
燃やすごみ	生ごみや紙くず等	45Lまでの透明・半透明のビニール袋にごみシールを貼付する。	指定ごみ袋を購入し使用する。
	落ち葉・草	45Lまでの透明・半透明のビニール袋にごみシールを貼付する。	指定ごみ袋を購入し使用する。
	剪定枝木	直径5cm・長さ50cm以内のものを30cm以内の大きさに束ねて縛る。1回で3束以内。	指定ごみ袋に入れ持ち手を縛る。または、束ねた後、指定ごみ袋（45L）を巻き付ける。

(3) 指定ごみ袋の種類と価格

指定ごみ袋は、各世帯がごみの排出量に適した大きさの袋を選択できるように、複数の容量の袋を設けます。

袋の種類は10L、20L、30L、45Lの4種類とし、手数料は県内他市の設定金額を考慮し、1Lあたり1円とします。

① 指定ごみ袋の種類と価格

	極小	小	中	大
容量 (枚)	10L	20L	30L	45L
組 (セット)	10枚1組	10枚1組	10枚1組	10枚1組
販売価格(組)*	100円/組	200円/組	300円/組	450円/組

※10枚入り1組として販売します。

② 排出重量とごみ出し基準

全サイズで10kg以内とします。

(4) 指定ごみ袋の形状等

① 形状

取っ手(持ち手)付きなど、利便性の良い形状とします。

② 色

黄色半透明は紫外線を透過しにくく、またカラス等の色覚錯乱効果が期待できます。印字色は赤色とします。

③ 材質

引っ張り、引き裂きとも強度が確保できるものとします。

④ 厚さ

0.03mm程度を基準として考えます。

⑤ 包装

指定ごみ袋を包装する外袋は無色透明、1袋10枚入りとします。

⑥ 表示内容

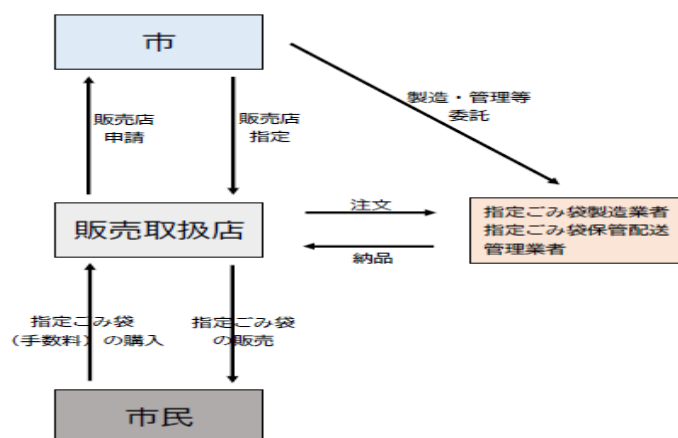
日本語による表記の他、外国語の表記も検討します。

(5) 指定ごみ袋の販売方法

指定ごみ袋の販売方法は、日常生活において容易に購入でき、地域ごとにバランスのとれた販売店の配置も重要であることから、市役所・各支所の他、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店などでの販売が出来るように取り組みます。

具体的には、市民の皆様がどこでも購入できるよう、「阿賀野市指定ごみ袋販売取扱店」（以下、「販売取扱店」という。）を広く募集するとともに、流通在庫分も含め、十分な供給体制を整えます。また、過疎地域における購入についても十分に配慮して進めます。

【指定ごみ袋の流れ（参考）】



(6) 手数料の減免

① 減免の対象について

家庭系ごみ有料化の実施にあたり、紙おむつについては、年齢上や身体上等の理由により、減らしたくとも減らすことのできないものであることから、減免措置を設け、対象者の申請に基づき市が設定する枚数を限度として、指定ごみ袋を交付することとします。

また、健康で文化的な最低限度の生活の保障の観点から、生活保護受給者についても、市が設定する枚数を限度として、指定ごみ袋を交付することとします。

② 減免対象者の範囲

	要 件	年間配布枚数
(1)	紙おむつ等購入の助成者 ^{※1}	(20L) 150 枚
(2)	障がいにより紙おむつ等の支給を受けている者 ^{※2}	(20L) 150 枚
(3)	その他、紙おむつを使用する者で市長が認める者 ^{※3}	(20L) 150 枚
(4)	腹膜透析実施者（在宅療養） ^{※4}	(20L) 150 枚
(5)	生活保護受給者	(10L) 100 枚 ^{※6}
(6)	3歳未満の乳幼児を養育する保護者	(20L) 150 枚 ^{※7}
(7)	奉仕活動により公共用地等の清掃を行った者	内容により都度審査
(8)	自治会及びそれに準ずる団体の活動 ^{※5}	(45L) 20 枚

※1 阿賀野市紙おむつ等購入費助成事業実施要綱に基づき支給を受けている者。

※2 阿賀野市障害児・者紙おむつ等購入費助成事業実施要綱または、阿賀野市日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき紙おむつ・ストーマ装具の支給を受けている者。

※3 医師の診断書に基づき紙おむつの使用が必要と認められる者。

※4 自立支援医療受給者証（更生医療または育成医療）に基づき該当する者。

※5 自治会の集落センターや集会所の管理・清掃活動などで使用する場合。

※6 同世帯2人目以降は、(10L) 40枚を追加交付します。

※7 3年分を一括で交付します。また、転入時点で1歳の方は2年分、転入時点で2歳の方は1年分を交付します。

③ 減免の方法

(1) ~ (4)	対象者による申請とします。
	市役所の窓口にて申請書を提出し、指定ごみ袋と交換できる引換券を交付します（引換券は販売取扱店で袋と交換できます）。
(5)	市の担当課経由で現物支給します。
	※申請書の提出は必要です。
(6)	出生届、転入届の手続き時に該当期間分を現物支給します。
(7) ~ (8)	(7)は対象者又は団体による申請とします。 (8)は自治会長による申請とします。
	市役所の窓口にて申請書を提出し、指定ごみ袋と交換できる引換券を交付します（引換券は販売取扱店で袋と交換できます）。

※(1)～(6)について、複数要件にあてはまる場合でも、重複申請・交付はできません。

(7) 事業系ごみの取り扱いについて

① 基本原則

事業系ごみは、廃棄物処理法に基づき排出者自らの責任において処分することが原則です。

一般廃棄物：クリーンセンターあがのがわへ直接搬入

または、市の事業系ごみ収集運搬許可業者に依頼

産業廃棄物：事業者の責任において適正に処分

② 特例について（継続）

事業系一般廃棄物のうち、お茶がらや紙くずなど少量の「燃やすごみ」については、家庭系ごみの収集に支障がないと認められる場合に、特例としてごみステーションへ出すことができます。

排出方法は、事業系可燃ごみ処理券（以下、「事業系ごみシール」という。）を市役所・支所で購入し、事業者名を記入しごみ袋^{※1}に貼付します。

ただし、使用のごみステーションを管理する自治会長から使用許可を受けた場合に限り出すことができますので、必ず自治会長から使用許可書^{※2}に署名してもらい、その写しを市へ提出してください。事業系ごみシールの購入時に、許可を受けている期間の確認を行います。

なお、事業系ごみシールの手数料は変更ありません。

※1 事業系ごみシール購入時に、ごみ袋を事業系ごみシールと同枚数配布します。ごみ袋の仕様及び容量は検討中です。

※2 使用許可書の有効期限は3年（1月から12月末で1年となります）が上限です。忘れずに更新し市へ提出してください。

名 称	手数料
事業系可燃ごみ処理券	1 枚 100 円（税込）

(8) 家庭用可燃ごみ処理券の取り扱いについて（以降スケジュール）

指定ごみ袋の導入開始に伴い、経過措置として半年間の併用期間を設けます。

この期間は、購入した指定ごみ袋の使用のほか、従来のごみシールを貼付する方法でも収集が可能です。

① スケジュールのイメージ（併用開始を7月から*とした場合）

現時点の予定であり、令和9年7月以降となる可能性があります。

	令和8年度				令和9年度		
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7月～	1月～
併用移行型	ごみシール配布 (R8.7～12月分)		ごみシール配布 (R9.1～6月分)		指定ごみ袋 販売開始～	併用開始 (R9.12.31まで)	完全移行
排出方法	ごみシール	ごみシール	ごみシール	ごみシール	ごみシール	ごみシール 指定ごみ袋	指定ごみ袋

令和8年6月 … 令和8年下半期（令和8年7月～12月）分のごみシールを配布します。

令和8年12月 … 令和9年上半期（令和9年1月～6月）分のごみシールを配布します。

令和9年4～5月 … 指定ごみ袋の事前販売開始

*指定ごみ袋は、令和9年7月から使用できます。

令和9年7月 … 併用期間の開始

*引き続きごみシールを使用することができます。

令和10年1月 … 完全移行

*指定ごみ袋による排出のみとなります（ごみシールは使用できません）。

また、完全移行後は、市役所及び各支所に不要となったごみシールの回収用ボックスを設置します。お手元に余ったごみシールがある場合は、ご利用ください。

(9) 手数料収入の使途

手数料収入は特定財源として、ごみの減量化・資源化、リサイクルの促進、周知啓発活動を目的とした清掃関連事業の拡充に用いるなど、より一層のごみの減量化や、市内環境衛生の保全を行うこととします。

また、手数料の使途に係る情報については、市ホームページ等での公開を検討します。具体的な使途は次のとおりです。

① ごみステーションの整備補助の拡充

ごみステーション設置、修理に対する補助上限額の引上げの検討や補助予算の拡大を検討します。

② 生ごみ処理器設置補助の拡充

補助予算の拡大を検討します。

- ③ 不法投棄対策事業の拡充
不法投棄対策として、貸出用監視カメラの調達や監視カメラの設置購入補助を検討します。
- ④ 枝木シュレッダーの購入補助
個人向け枝木破砕用シュレッダー※の購入補助の新設を検討します。
※電動式
- ⑤ 収集運搬費、施設管理費へ充当
上記①～④に充当・還元した残額を充当します。

3. 家庭系ごみ有料化実施に伴うその他の施策

家庭ごみの有料化は、ごみの減量・資源化を進める上で効果的な手法の一つであり、他の施策や事業と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、一層のごみの減量・資源化が可能となります。

また、家庭系ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的やしぐみ等に対する市民及び事業者の理解と協力が不可欠です。そのため、市民説明会の開催、広報誌や市ホームページ等を活用した情報提供により、周知徹底を図ってまいります。

併せて、手数料収入の一部は不適正排出・不法投棄対策の強化や資源化の促進、収集サービスの拡充等を行うことにより、住みよいまちづくりに努めます。

(1) 市民への周知啓発

家庭系ごみ有料化の円滑な実施には、制度の目的・内容について市民の理解と協力が不可欠であることから、説明会を実施するとともに、広報誌や市ホームページ等を活用して周知活動を行います。

① 説明会の実施

本市における有料化のしぐみや制度の内容について、説明会の開催を予定するほか、自治会単位の出前授業等で制度に関する周知も可能です。

② 広報誌・市ホームページ・SNS等による周知

制度の内容や実施時期について、広報誌やSNS等を活用した情報提供を行います。

(2) 不法投棄、不適正排出等の対策

有料化の導入に伴い、不法投棄や不適正排出の増加が懸念されるため、広報誌や市ホームページへの掲載による啓発を継続して図るとともに、不法投棄や不適正排出が発生しないような対策を講じます。

① 不法投棄の発生抑制のためのパトロール

不法投棄の発生抑制及び監視体制を強化するため、定期的なパトロールを実施し、市が委託する環境巡視員や警察等関係機関との連携を図ります。

② ごみステーションへの不適正排出の対応

指定ごみ袋の不使用、分別収集日と異なるごみ、あるいは処理困難物等の不適正に出されたごみについては、回収できない理由を明示したシールを貼付して、ごみステーションに取り残すことにより、不適正排出者に適正な出し方を促します。

③ 監視カメラの貸し出し・購入補助、啓発看板の貸し出し

不適正排出が多く見られるごみステーションを管理している自治会等に対して、監視カメラや啓発看板の貸し出し、監視カメラの購入補助を検討します。

(3) 資源化施策の拡充等の検討

資源化促進に向けて、生ごみ処理機設置への補助予算の拡充や、細い枝木の破砕用シュレッダーの購入補助等の創設、新たな分別区分について検討を行います。

① 生ごみ処理機設置への補助予算の拡充（再掲）

現在、電動式の生ごみ処理器や生ごみ処理容器（コンポスト）の購入に対する補助事業を実施していますが、補助予算を拡充し活用を推進していきます。

② 破砕用シュレッダーの購入補助等の創設

剪定した細い枝木について、破砕により肥料としての活用や減量を目的とした機器の購入に対する補助事業の創設を検討します。

(4) 事業の検証及び本計画の見直し

① 導入の効果検証及び分析

有料化制度の導入から3年目の年度※を目安に、ごみの減量化に対する効果の検証及び評価を実施します。

※3年目を迎える月の属する年度をいいます。

② 各種計画の見直し

本計画をはじめとする各計画において、検証及び評価結果から、有料化制度や他のごみ減量化策について適宜適正な見直しや目標値の修正等を図り、ごみの減量・再資源化による循環型社会の推進に努めます。

資料編

1. 阿賀野市のごみ処理状況

(1) 阿賀野市一般廃棄物処理基本計画

阿賀野市（以下、「本市」という。）では、阿賀野市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、循環型社会の実現に向けて、市民・事業者・市の協働による「ごみ減量化意識の啓発」や「4Rの推進」「ごみの適正処理」を基本方針とし、これらにかかる施策に取り組んできました。

令和7年3月改定の基本計画（計画期間：令和7年度から令和16年度まで）では、本市のごみ処理の現状から、「家庭系ごみの1人1日あたり排出量」を令和16年度までに680g/人・日まで削減し、「資源化率」を令和16年度までに17.5%を維持するという数値目標を掲げています。

この目標値の達成に向け、更なる循環型社会への構造転換を図ってまいります。

【基本計画における数値目標】

◆排出抑制の目標

①家庭系ごみの1人1日あたり排出量

680g/人・日（令和16年度）

②事業系ごみ排出量

2,700t/年（令和16年度）

◆資源化の目標

③資源化率 17.5%（令和16年度）

【本市の環境行動方針・基本理念・基本方針及び目標達成に向けた基本施策】

環境行動方針	<p>「阿賀野市第2次環境基本計画^{※1}」 山・土・水、そして光の恵みをありがとう！ ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の三つの環^{※2}</p>
--------	---

※1 市の環境シンボルである「五頭山」、「瓢湖」、「田園」といった自然環境を守り、循環型社会の構築や市民・事業者・市の協働の環を広め、次世代に豊かな環境を引き継ぐことを計画の目的としています。

※2 三つの環は、地域の環（環境シンボル）、循環型社会の環、協働の環をいいます。



基本理念	<p>「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」 共に取り組む4R～次世代へ豊かな環境を残そう～</p>
------	---



基本方針	<p>基本方針1 ごみ減量化意識の啓発 基本方針2 4Rの推進 基本方針3 ごみの適正処理</p>
------	---



基本施策	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>基本方針1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者への情報発信と学びの場の提供 ・ごみ処理に関する役割の周知 <p>基本方針2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフューズの推進 ・リデュースの推進 ・リユース及びリサイクルの推進 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>基本方針3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した収集運搬体制の継続 ・安全・安心な中間処理、最終処分の継続 ・高齢化社会を見据えた対応 ・不法投棄対策の実施 ・災害時の廃棄物処理体制の整備 </td> </tr> </table>	<p>基本方針1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者への情報発信と学びの場の提供 ・ごみ処理に関する役割の周知 <p>基本方針2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフューズの推進 ・リデュースの推進 ・リユース及びリサイクルの推進 	<p>基本方針3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した収集運搬体制の継続 ・安全・安心な中間処理、最終処分の継続 ・高齢化社会を見据えた対応 ・不法投棄対策の実施 ・災害時の廃棄物処理体制の整備
<p>基本方針1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者への情報発信と学びの場の提供 ・ごみ処理に関する役割の周知 <p>基本方針2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフューズの推進 ・リデュースの推進 ・リユース及びリサイクルの推進 	<p>基本方針3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した収集運搬体制の継続 ・安全・安心な中間処理、最終処分の継続 ・高齢化社会を見据えた対応 ・不法投棄対策の実施 ・災害時の廃棄物処理体制の整備 		



数値目標	<table border="0"> <tr> <td>◆排出抑制の目標</td> <td>①家庭系ごみの1人1日あたり排出量 680g/人・日（令和16年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②事業系ごみ排出量 2,700t/年（令和16年度）</td> </tr> <tr> <td>◆資源化の目標</td> <td>③資源化率 17.5%（令和16年度）</td> </tr> </table>	◆排出抑制の目標	①家庭系ごみの1人1日あたり排出量 680g/人・日（令和16年度）		②事業系ごみ排出量 2,700t/年（令和16年度）	◆資源化の目標	③資源化率 17.5%（令和16年度）
◆排出抑制の目標	①家庭系ごみの1人1日あたり排出量 680g/人・日（令和16年度）						
	②事業系ごみ排出量 2,700t/年（令和16年度）						
◆資源化の目標	③資源化率 17.5%（令和16年度）						

(2) ごみ処理の状況

本市で処理するごみ（一般廃棄物）は、生活から生じる「家庭系ごみ」と事業活動から生じる「事業系ごみ」に分けられます。

令和元年度から令和6年度の本市の人口及び家庭系ごみ・事業系ごみの推移は、図1及び表1のとおりです。

ごみの排出量は微減しているものの、ほぼ横ばいの状況であり、人口減少に伴う減少量が少ない傾向にあると言えます。

図1 ごみ排出量の推移

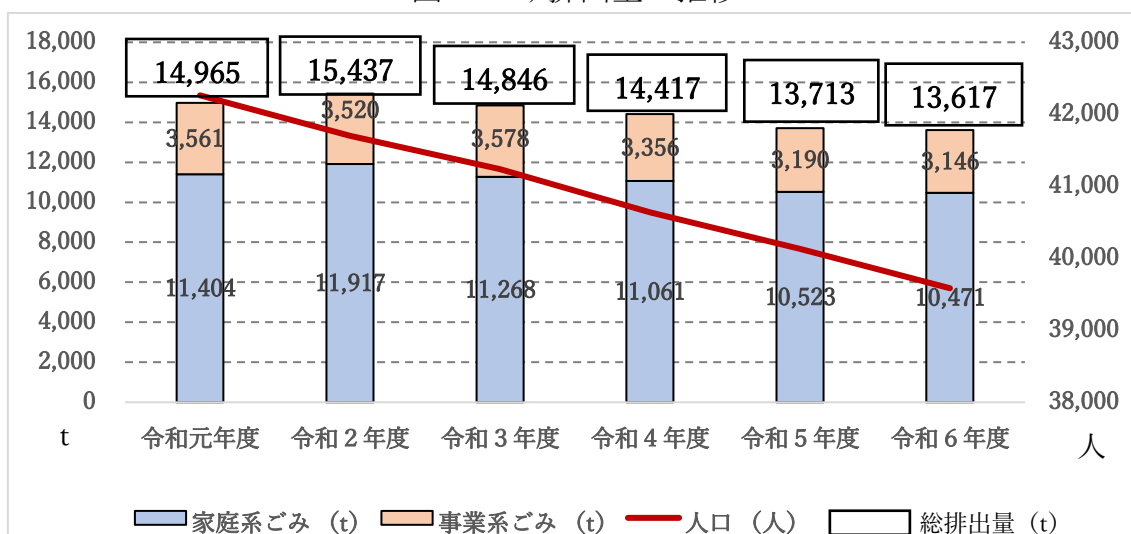


表1 ごみ排出量の推移

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系ごみ	t	11,404.0	11,916.6	11,267.6	11,060.6	10,523.1	10,471.3
可燃ごみ	t	8,418.6	8,742.6	8,226.8	8,220.0	7,828.8	7,729.5
不燃ごみ	t	263.1	303.0	289.1	254.2	233.5	228.8
粗大ごみ	t	613.9	782.3	747.7	675.4	653.3	703.7
プラスチックごみ	t	20.5	26.1	27.8	23.7	22.3	23.6
有害ごみ	t	3.8	3.8	3.2	3.1	3.0	3.4
資源ごみ	t	2,084.1	2,058.8	1,973.0	1,884.2	1,782.2	1,782.3
事業系ごみ	t	3,560.7	3,520.1	3,578.0	3,355.5	3,189.9	3,145.5
ごみの総排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ)	t	14,964.7	15,436.7	14,845.6	14,416.1	13,713.0	13,616.8
人口	人	42,263	41,702	41,238	40,639	40,133	39,584
本市1人1日当たりの 家庭系ごみの排出量	g	739.3	782.9	748.6	745.7	718.4	724.8
県全体1人1日当たりの 家庭系ごみの排出量	g	695	704	693	687	-	-
国全体1人1日当たりの 家庭系ごみの排出量	g	638	649	636	620	-	-

注) 人口は各年3月末の値です。

表2 1人年間当たりの可燃ごみ排出量

	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人日)	1人1日当たりの可燃ごみ排出量 (g/人日) ※1	1人1週間当たりの可燃ごみ排出量 (g/人週)	1人1週間当たりの可燃ごみ排出量 (L/人週) ※2	1人年間当たりの可燃ごみ排出量 (L/人年)
令和6年度	724 g	534 g	3,738 g	20.8 L	1,082 L
目標	680 g	502 g	3,514 g	19.5 L	1,014 L

※1 家庭系ごみのうち、可燃ごみが占める割合（73.8%）で算出しています。

※2 1Lあたり180gとして算出しています。

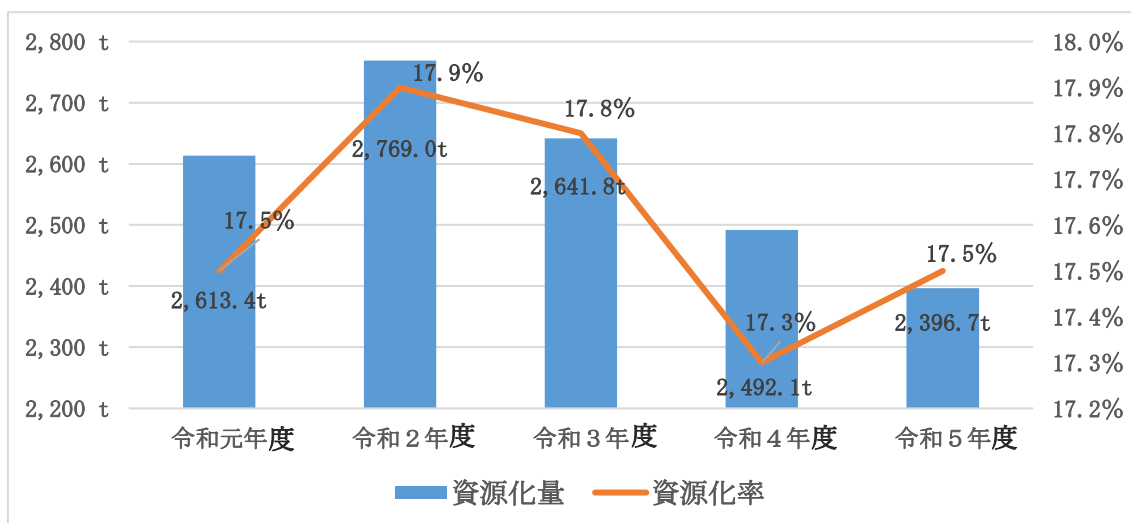
また、資源化量及び資源化率※の推移は、図2のとおりです。

資源化量は、金属類や新聞紙、本・雑誌等の排出減少に伴い令和2年度以降、減少傾向にあり、令和5年度は2,396.7tとなっています。

資源化率は、ピーク時は平成26年度に22.0%であったものの、令和5年度には17.5%にまで落ち込んでおり、令和16年度には16.2%になると見込まれます。

※資源化率は、ごみの総排出量のうち資源化されたごみの量の割合です。

図2 本市の資源化量及び資源化率の推移



(3) ごみ処理に要する費用

現在、本市が収集する家庭系ごみの処理費用については、一律税金で賄っており、約 5 億円弱を支出しています。これを市民 1 人当たりで換算すると約 12,300 円/年間が発生していることとなります。



2. 阿賀野市のごみ処理の課題

(1) 排出量の抑制

本市の家庭系ごみの排出量は、人口減少等により減量していますが、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、図 3 のとおり、県内の他市と比較して多い状況であり更なるごみ排出量の削減が必要です。

ごみの減量化を推進し、基本計画で掲げる数値目標（令和 16 年度までに 680g/人・日）を達成するためには、排出されるごみの組成の多くを占める品目を削減することが効果的です。

図 4 で示す令和 6 年度の家庭系ごみの組成内訳では、家庭から排出されるごみの大部分を可燃ごみ（燃やすごみ）が占めており、この燃やすごみの減量を重点的に取り組む必要があります。

図 3 県内 20 市の家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量の比較

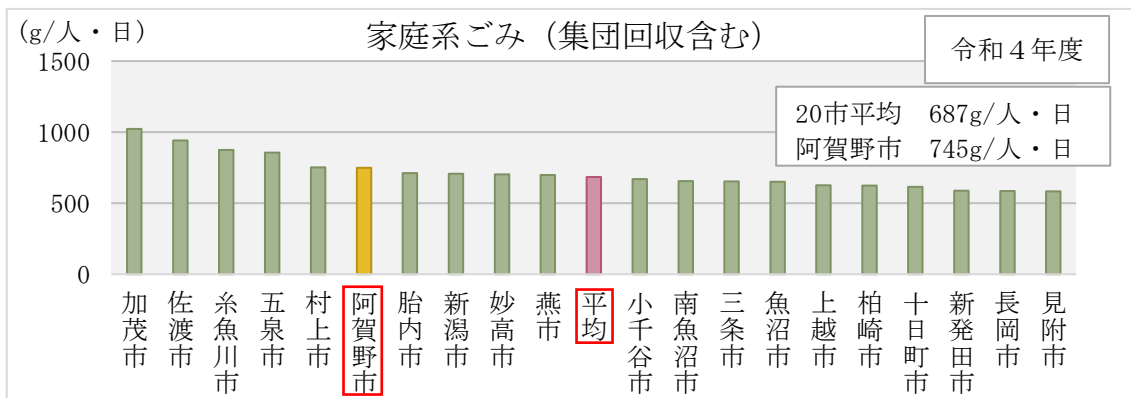
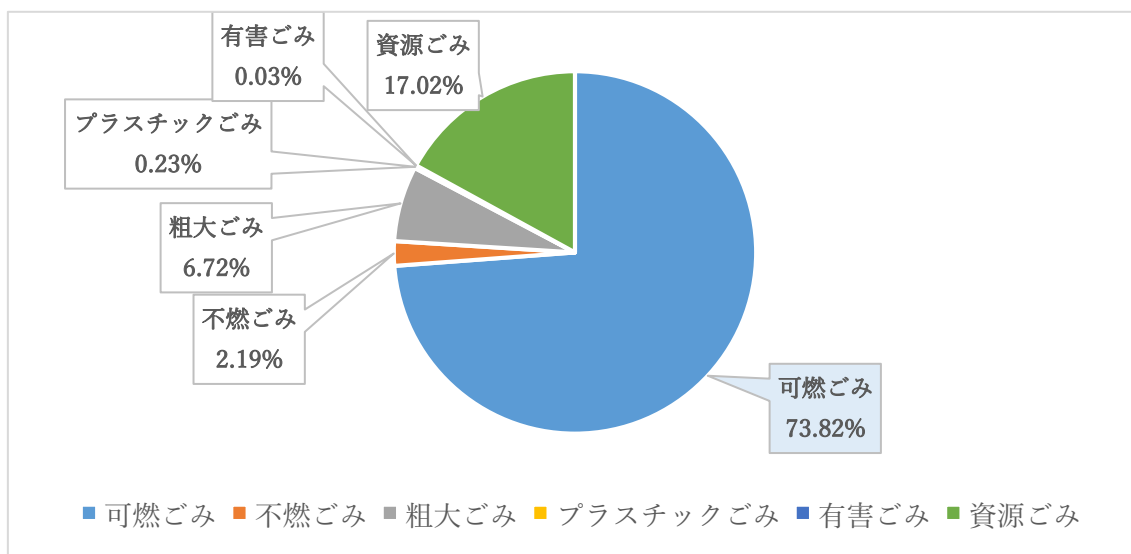


図4 令和6年度の家庭系ごみの組成内訳





(2) 再資源・再利用の促進

本市は、これまでに生ごみ処理器の購入費補助や分別等の啓発活動をはじめとする様々な再資源化・再利用の推進を図っていますが、資源化率は全国平均の19.5%を下回っています。

家庭から排出されるごみには、生ごみや紙くず、陶磁器等、様々ありますが、プラスチック容器包装や紙製容器包装、空き缶、ペットボトル等は、分別することによって、再利用や新たな素材に生まれ変わることができます。

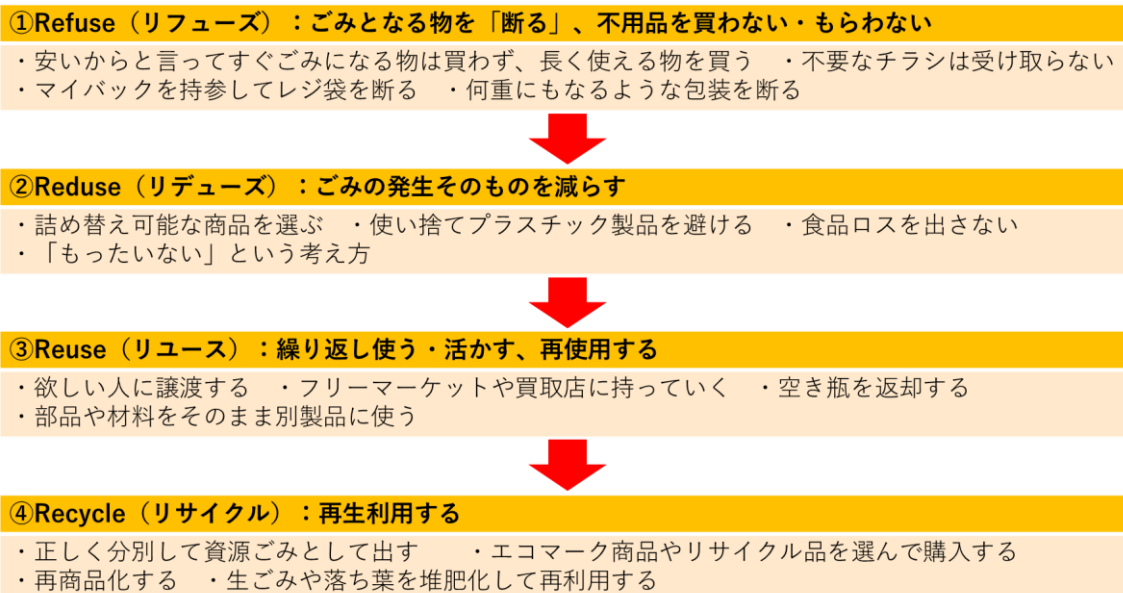
令和7年3月には安田地区で、プラスチック製容器包装ごみ及び紙製容器包装ごみの分別収集を開始し、再資源化・再利用の推進に向け取り組んでいます。

<p>プラスチック製容器包装</p> 	<p>商品を入れるプラスチック製の容器や包装のごみは「プラスチック製容器包装」として分別します。主にカップ麺やスナック菓子袋、卵パックなどが該当します。製品に「プラマーク」の表示があるものは「プラスチック製容器包装」です。</p>
<p>紙製容器包装</p> 	<p>商品を入れる紙製の容器や包装のごみは「紙製容器包装」として分別します。主にティッシュボックス、アルミホイルの容器、米袋などが該当します。製品に「紙マーク」の表示があるものは「紙製容器包装」です。</p>

今後も新たな分別品目を検討し、資源化を考えていくとともに、市民への分別意識を醸成し、基本計画で掲げる数値目標（令和16年度までに17.5%）の維持に向けて継続的な取り組みが必要です。

また、4Rの取り組みにより、再資源化・再利用の推進が図られごみの減量化にも期待できます。

この取り組みの普及・促進を図り、資源化率の維持を目指します。



（3）ごみ処理に要する費用

現在、本市では、可燃ごみをごみ収集場所（以下、「ごみステーション」という。）に出す場合、ビニール袋へ家庭系可燃ごみ処理券（以下、「ごみシール」という。）を貼付することとなっており、ごみシールを世帯員数に基づき一定量を無料で交付しています。

現行の方式では、交付したごみシール分までは、無料で処理できるものと認識しやすく、交付された枚数を使い終えるまで分別意識や減量行動を実践するインセンティブが働きにくくなっています。加えて、税金によってごみ処理費用を賄うことは、減量に取り組む市民が、取り組んでいない市民の費用を負担しているとも言え、公平性の確保に課題があります。

また、本市の可燃ごみは、「クリーンセンターあがのがわ」に搬入し焼却処理していますが、この施設の運営費は、五泉地域衛生施設組合の構成市町の負担金で運営されており、負担金は各自治体のごみの搬入量に応じた割合による費用負担となっています。

ごみの減量化及び再資源化・再利用の停滞は、費用負担の慢性的な増加につながり、本市の財政を圧迫していきます。

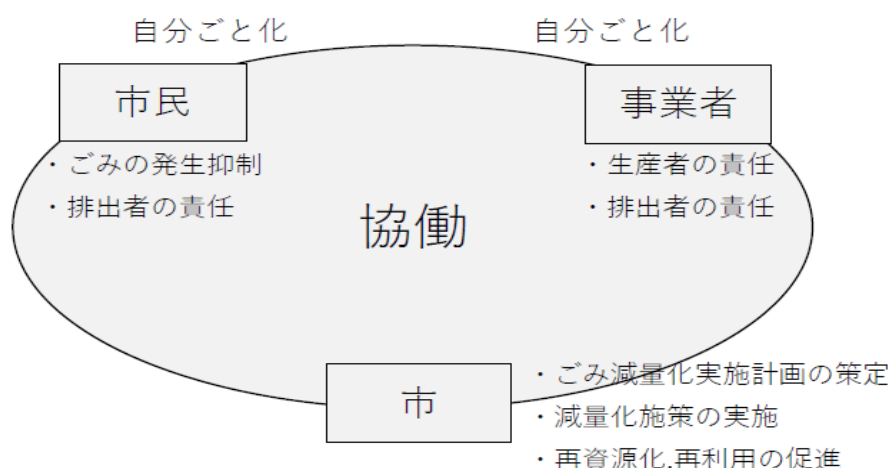
3. 家庭系ごみ有料化実施計画策定の必要性

(1) 策定の必要性

ごみ処理におけるこれらの課題に対して、ごみの減量化は各々に共通した対策の一つです。そのため、減量化を推進するための具体的計画を策定し、重点的に取り組んでいく必要があります。

本市では、ごみの減量化に向けた主な施策として、家庭系ごみ有料化による手法を検討しています。これにより、ごみに対して一人ひとりが排出者としての責任（自分ごと化）の意識を持ち、ごみの適正処理を心掛ける機運醸成や行政と市民、事業者による協働体制の基盤構築につなげていくことを期待しています。

ごみ減量に向けた協働体制の基盤（協働の環）



(2) 国の動向

環境省では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を定めています。

この基本方針では、自治体の役割として、「経済的インセンティブ（動機付け）を活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」と示されています。

環境省は、この基本方針のもと、「一般廃棄物処理有料化の手引き」（以下、「有料化の手引き」という。）を作成し、自治体が有料化制度の導入又は見直しを実施する際の指針を示しています。

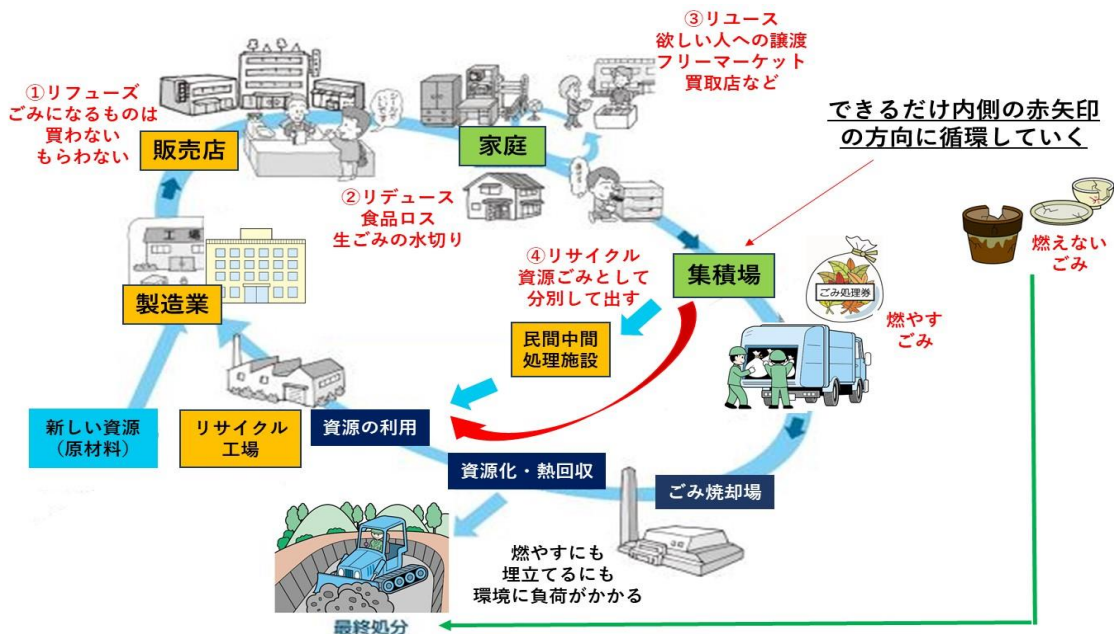
この有料化の手引きにおいては、一般廃棄物処理の有料化制度の導入の目的を、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革等としており、自治体の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置付けています。

(3) 循環型社会への移行

今までの経済社会は、「生産・消費・廃棄」を前提とした資源が一方通行で直線的に流れていく仕組みにより成り立ってきました。廃棄物は、焼却(減量)し埋め立て処分とする繰り返しであり、このままでは資源の制約・枯渇や環境負荷の増大といった課題が顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、現在は、資源の効率的な利用と廃棄物の発生抑制を図る「循環型社会」への移行が求められています。これは、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)を基本とし、環境負荷の軽減を図る持続可能な社会の実現を目指すものです。

下図では、資源が一方通行とはならず、内側の赤矢印の方向に循環していくことによって、焼却するごみ量や最終的に埋め立てるごみの減量につながります。



(4) 家庭系ごみ有料化の目的と期待する効果

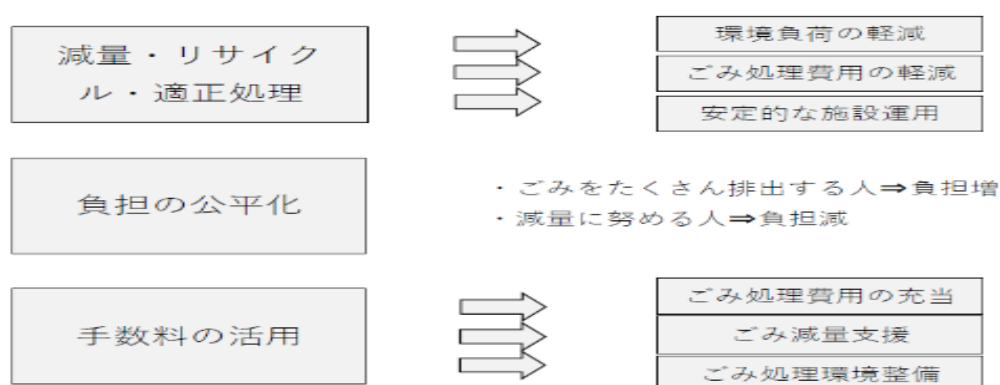
〈目的〉

- ◆ 家庭系ごみの減量化
- ◆ 資源の有効活用
- ◆ 公平な負担の実現
- ◆ 将来負担の軽減

〈期待する効果〉

- ◆ 費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、市民の意識改革によりごみの減量化、再資源化・再利用の促進が期待できます。
- ◆ 排出量に応じてごみ処理手数料を支払う有料化制度を導入することで、より費用負担の公平性の確保につながります。
- ◆ 排出量の抑制によりごみ処理費用の削減及び環境負荷の軽減が図られ、将来の負担低減が期待できます。

〈有料化による効果の活用例〉



(5) アンケート結果

家庭系ごみ有料化の検討にあたり、本市のごみ処理の現状や課題、有料化の必要性を中心とした市民説明会を令和8年1月から2月にかけて開催し、またその内容を動画で市ホームページに公開しました。

以下は、その参加者及び視聴者のアンケート結果です。

アンケート回答者数（合計：140件）

紙による回答	92件	66%
電子申請による回答	48件	44%

回答者居住地区

水原地区	61件	44%
安田地区	21件	15%
笹神地区	18件	13%
京ヶ瀬地区	40件	29%

回答者世代

29歳以下	6件	4%	50代	15件	11%	80歳以上	9件	6%
30代	10件	7%	60代	32件	23%			
40代	9件	6%	70代	59件	42%			

趣旨・内容の理解度

理解できた	43件	31%	わからない	7件	5%
概ね理解できた	78件	56%	理解できない	6件	4%
未回答	6件	4%			

意見及び回答は、市ホームページに掲載しています。

【URL】

https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/shiminseikatsuka/gomi_kankyo_pets/4/oshirase/15309.html

【二次元コード】



4. 家庭系ごみ有料化制度の実施状況（県内）

令和7年10月現在、新潟県内20市の有料化制度の実施率は90%であり、すでに9割の県内市が実施していることとなります。

また、環境省（「有料化の手引き」）の調べによると、平成17年度～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体54件のうち、47件で一人当たりの収集量が減少しており、減量の推進に一定の効果があると言えます。

表3 家庭系ごみ処理費用有料化制度の実施状況

区分	自治体数	実施自治体数※1	実施率
新潟県内	20	18	90.0%

※1 一定量無料方式※2も実施自治体数に含まれます。

※2 一定量無料方式とは、基準枚数まで無料で交付し基準枚数を超えて使用する場合は必要な分を有料で購入する方式です。

（1）有料化制度の方式状況

令和7年10月現在、有料化制度を実施している18市のうち、多くの自治体が単純従量制※かつ指定袋を採用しています。

図 5 県内 18 市の制度方式

ごみ シール	0市	1市 (本市)
	16市	1市
指定袋	単純従量制	超過有料制 (一定量無料方式を含む)

※ごみ処理料金が上乗せされた指定ごみ袋を小売店等で購入し、それを使用してごみを排出する方式です。

県内の多くの自治体では、次に示す理由により単純従量制を採用しています。

- ◆ 排出量が多くなるほど費用負担が大きくなるという分かりやすさと排出量に応じた費用負担の公平化が図れます。
- ◆ 一定額までは無料若しくは定額料金で排出できる超過量有料制に比べ、減量効果が大きいと言われます（ごみ排出量と料金の多寡が直結しており、市民意識の向上につながりやすい）。

(2) 袋の容量、価格 (1L あたり)

令和 7 年 9 月現在、指定袋を採用している自治体 (17 市) で販売されている可燃ごみ指定袋の容量 (サイズ) 及び種類数を表 4 に示します。10L 及び 45L が多くの自治体で製作されています。各市が製作している容量 (サイズ) の種類については、4 種類を扱っている自治体が最も多くなっています。

表 4 可燃ごみ指定袋の容量 (サイズ) 及び種類数

容量(サイズ)	5L	10 L	15 L	20 L	25 L	30 L	40 L	45 L	50 L
取扱い自治体数	7 市	15 市	2 市	7 市	6 市	9 市	2 市	12 市	3 市
容量 (サイズ) 種類数	3 種類			4 種類			5 種類		
取扱い自治体数	6 市			10 市			1 市		

また、可燃ごみ指定袋の販売価格について、各市の 1 L あたりの価格帯はおおよそ 0.7 円～1.6 円となっており、中央値は 1.1 円/L となっています。

